

地域指定年度	平成17年 5月
計画策定年度	平成20年10月
計画見直し年度	平成29年 9月
計画見直し年度	令和5年 2月

太田農業振興地域整備計画書

令和5年2月
群馬県太田市
太田市

目 次

ページ

第1 農用地利用計画	-----	1
1 土地利用区分の方向	-----	1
(1) 土地利用の方向	-----	1
ア 土地利用の構想	-----	1
イ 農用地区域の設定方針	-----	2
(2) 農業上の土地利用の方向	-----	3
ア 農用地等利用の方針	-----	3
イ 用途区分の構想	-----	4
ウ 特別な用途区分の構想	-----	9
2 農用地利用計画	-----	9
第2 農業生産基盤の整備開発計画	-----	10
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	-----	10
2 農業生産基盤整備開発計画	-----	10
3 森林の整備その他林業の振興との関連	-----	11
4 他事業との関連	-----	11
第3 農用地等の保全計画	-----	12
1 農用地等の保全の方向	-----	12
2 農用地等保全整備計画	-----	12
3 農用地等の保全のための活動	-----	12
4 森林の整備その他林業の振興との関連	-----	12
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画		13
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	-----	13
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	-----	13
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	-----	15
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	-----	15
3 森林の整備その他林業の振興との関連	-----	16
第5 農業近代化施設の整備計画	-----	17
1 農業近代化施設の整備の方向	-----	17
2 農業近代化施設整備計画	-----	18
3 森林の整備その他林業の振興との関連	-----	18

第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	-----	19
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	-----	19
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	-----	19
3	農業を担うべき者のための支援の活動	-----	19
4	森林の整備その他林業の振興との関連	-----	19
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	-----	20
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	-----	20
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	-----	20
3	農業従事者就業促進施設	-----	20
4	森林の整備その他林業の振興との関連	-----	20
第8	生活環境施設の整備計画	-----	21
1	生活環境施設の整備の目標	-----	21
2	生活環境施設整備計画	-----	21
3	森林の整備その他林業の振興との関連	-----	21
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	-----	21
第9	付図	-----	22
1	土地利用計画図（付図1号）		
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）		
別記	農用地利用計画	-----	22
(1)	農用地区域	-----	22
ア	現況農用地等に係る農用地区域	-----	22
イ	現況森林、原野等に係る農用地区域	-----	22
(2)	用途区分	-----	22

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

現在の太田市は、平成17年3月28日に旧太田市、旧尾島町、旧新田町及び旧藪塚本町の1市3町が合併し、新「太田市」が誕生しました。現在の人口は約22万人であり、平成19年4月より特例市へ移行しました。

本市は、関東平野の北部、群馬県の南東部に位置し、南に利根川、北に渡良瀬川という2つの豊かな水量を誇る河川に挟まれた地域であります。北東部は栃木県足利市に、南部は埼玉県深谷市、熊谷市に接しており、北部は桐生市、みどり市、西部は伊勢崎市、東部は大泉町、邑楽町にそれぞれ接しています。

また、本市の面積は175.54km²で県内面積の2.8%を占め、市役所の位置は東経139度22分、北緯36度17分にあり、東京から北西へ約86kmの地点にあります。地勢は海拔239mの金山と、それに連なる八王子丘陵のほかは概ね平坦地で、その標高は30～110mの平野部となっています。気候はやや内陸性の気候を示しており、平成31（令和元）年の平均気温は15.6℃年間降水量は1,266mm程です。

土地利用の現況は、太田地域では水田地帯が多く米麦中心であり、尾島地域ではやまといも、ごぼう等の露地野菜を主体とする畑作中心です。新田地域では、中部は水田による米麦主体、南部、北部は畑作利用による施設、露地野菜が中心であり、特に北部においては、酪農、肉牛も盛んであります。また、藪塚本町地域では地区の大部分を畑地かんがい事業を実施しており、小玉すいかやほうれん草等の施設、露地野菜が中心であり、水田利用は県道太田大間々線東の一部となっています。また、酪農、肉牛も盛んであります。

本市の農業振興地域は12,395.5haであり、その区分は農用地約6,879.8ha、農業用施設用地約80.3ha、森林・原野約683.1ha、その他約4,752.3haとなっています。

今後の、他用途土地利用については、第2次太田市総合計画等による事業計画が考えられますが、計画的な土地利用を図り集団的な優良農地については、積極的に確保・保全する方針とします。

単位：ha、%

	農用地		農業用施設用地		森林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (2年)	6,879.8	55.5	80.3	0.6	683.1	5.5	4,752.3	38.3	12,395.5	100.0
目標 (12年)	6,830.0	55.4	84.0	0.7	671.0	5.8	4,750.0	38.5	12,335.0	100.0
増減	-49.8		3.7		-12.1		-2.3		-60.5	

資料：確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地約6,859.5haのうち、a～cに該当する農用地約5,417.2haについて、農用地区域を設定する方針です。

ただし、a～cに該当する農用地のうち、団地規模10ha以上の農用地区域外の農地3.2haと、団地規模10ha未満の基盤整備の対象地となった農用地区域外の農地61.3haについては、法律上編入しなければならない土地であることから、計画的に農用地区域を設定することとします。

a 集団的に存在する農地

10ha以上の集団的な農地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業は除く。）の施行に係る区域内にある土地

- ・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く）
- ・区画整理
- ・農用地の造成（昭和35年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
- ・埋立又は干拓
- ・客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切り盛り等

c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない

- ・集落区域内に介在する農用地で、団地規模が10ha以下の農用地

なお、農用地区域内の農地のうち遊休農地を除いた面積は、令和2年現在5,387haありますが、都市的農業地域での開発需要が高い状況であり、このままのすう勢では農用地の確保が困難な状況となりますが、今後、農業振興地域制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保等の取組を推進することにより、令和12年においては5,236haを確保することを目標とします。

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び比較的大規模の土地改良施設について、農用地区域を設定します。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び2ha以上の農業用施設用地(81.6ha)について、農用地区域を設定します。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地区域内の目標年における農用地面積は、約5,236haとします。

この農用地面積を前提として農業生産目標を達成するため、地域差異、土地条件、経営形態等を考慮して地域条件に適応した重点作目の団地化を図り、農用地区域内の土地利用の高度化を積極的に推進します。

地域内の水田については、これまで以上の乾田化、大型機械体系の推進や省力化技術の導入による生産性や効率性の向上を図るため、土地改良事業、用排水条件整備、認定農業者や生産集団などの担い手への農用地の集積、関係指導機関との連携等、ソフト・ハード両面の整備を図っていくこととします。

畑については、重点作物を主体とした野菜の生産、流通組織の拡充、強化を図り計画的な作付を誘導し、土地の効率利用を図ることにより、一層の産地化を推進します。

(単位：ha)

	農地			採草放牧地 混牧林地			農業用 施設用地			計			森林・原野 等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
九合	(5.6) 5.7	(5.5) 5.7	(-0.1) 0.0	—	—	—	0.0	0.0	0.0	5.7	5.7	0.0	—
沢野	(228.6) 234.1	(229.7) 232.1	(1.1) -2.0	—	—	—	3.1	3.5	0.4	237.2	235.6	-1.6	—
葦川	(128.8) 131.9	(117.9) 121.7	(-10.9) -10.2	—	—	—	0.3	0.3	0.0	132.2	122.0	-10.2	—
鳥之郷	(275.1) 281.8	(277.4) 281.2	(2.3) -0.6	—	—	—	1.4	1.4	0.0	283.2	282.6	-0.6	—
強戸	(424.4) 434.7	(429.8) 433.4	(5.4) -1.3	—	—	—	2.3	2.3	0.0	437.0	435.7	-1.3	—
休泊	(323.5) 331.4	(319.9) 319.9	(-3.6) -11.5	—	—	—	2.2	2.2	0.0	333.6	322.1	-11.5	—
宝泉	(306.5) 314.0	(288.3) 297.7	(-18.2) -16.3	—	—	—	3.3	3.3	0.0	317.3	301.0	-16.3	—
毛里田	(267.3) 273.2	(249.4) 257.5	(-17.9) -15.7	—	—	—	1.5	1.5	0.0	274.7	259.0	-15.7	—
尾島	(477.9) 489.5	(483.2) 488.5	(5.3) -1.0	—	—	—	2.9	2.9	0.0	492.4	491.4	-1.0	—
世良田	(250.4) 256.5	(248.2) 256.2	(-2.2) -0.3	—	—	—	0.3	0.3	0.0	256.8	256.5	-0.3	—
木崎	(297.3) 304.5	(296.5) 306.1	(-0.8) 1.6	—	—	—	2.0	2.4	0.4	306.5	308.5	2.0	—
生品	(812.5) 833.0	(814.1) 820.9	(1.6) -12.1	—	—	—	38.5	38.7	0.2	871.5	859.6	-11.9	—
綿打	(694.0) 711.0	(670.3) 671.7	(-23.7) -39.3	—	—	—	13.2	14.0	0.8	724.2	685.7	-38.5	—
藪塚・寄合 山之神	(332.2) 340.2	(334.1) 334.7	(1.9) -5.5	—	—	—	1.4	2.3	0.9	341.6	337.0	-4.6	—
大原	(315.0) 322.7	(305.9) 309.7	(-9.1) -13.0	—	—	—	5.0	6.0	1.0	327.7	315.7	-12.0	—
六千石 大久保	(168.6) 172.7	(165.8) 171.2	(-2.8) -1.5	—	—	—	2.9	2.9	0.0	175.6	174.1	-1.5	—
計	(5,307.7) 5,436.7	(5,236.0) 5,308.2	(-71.7) -128.5	—	—	—	80.3	84.0	3.7	5,517.0	5,392.2	-124.8	—

資料：確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況

(注) ()内は、農用地区域内の農地のうち、耕地及び作付面積統計において定義する「耕地」の面積である。「現況」は令和2年、「将来」は令和12年とする

イ 用途区分の構想

(ア) 太田地域

a 九合地区

当地区は、国道407号の東部に位置し、周囲を市街化区域に囲まれた地域です。約5.7haの農用地は、標高36mから37mの平坦地であり、そのほとんどが水田です。昭和30年代に土地改良を実施しましたが、地区内には学校や病院、飲食店その他公共公益施設等が多く立地し、狭小の農地が分散して存在していることから、現在の大型機械による耕作に対応できない状況です。よって今後は、地権者、耕作者の意向を慎重に見極めたなかで、農業と工業の均衡ある発展に繋げていきます。

b 沢野地区

当地区は、利根川の北部で県道綿貫篠塚線、県道妻沼小島太田線に沿って位置し、約237haの農用地は、標高30mから37mの平坦地です。国道354号線の整備により交通量が増え、商業施設や沿道型商業施設の集積など土地利用のあり方に変化が生じている地域でもあります。農地のほとんどが水田であることから、今後も利用権設定等の推進に加えて、農地中間管理事業の活用により農用地の集積・集約化を図り、米麦を中心とした土地利用型農業における生産性の向上を図ります。

c 菰川地区

当地区は、東武伊勢崎線、国道122号の東部に位置し、約132haの農用地は、標高32mから47mの平坦地です。そのほとんどが水田であることから、今後も利用権設定等の推進に加えて、農地中間管理事業の活用により農用地の集積・集約化を図り、米麦を中心とした土地利用型農業における生産性の向上を図ります。しかしながら国道122号沿線の東金井工業団地周辺については、太田桐生インターチェンジ周辺の立地を活かし、一団の農用地での新規産業団地の立地及び市街化区域への編入が検討されていることから、非農業的土地利用との調整を図りながら、農業と工業の均衡ある発展に繋げていきます。

d 鳥之郷地区

当地区は、主要地方道前橋館林線の北部、東武桐生線の両側に位置し、約283haの農用地は、一部丘陵地帯を除き標高45mから54mの平坦地です。農用地については土地改良事業が施行されており、十分な集団性を保持していることから、ほ場整備済の大規模区画が多いという優位性を活かして利用権設定等の促進、農地中間管理事業を活用した担い手農家同士の耕作地の交換等を推進し、農用地の更なる集積・集約化を図ることで、米麦を中心とした土地利用型農業における生産性の向上を図ります。

e 強戸地区

当地区は、東武桐生線、主要地方道足利伊勢崎線、北関東自動車道に沿って位置し、約437haの農用地は、標高55mから85mの平坦地であり、土地改良事業も行われていることから十分な集団性が保持されています。中でも寺井地域は、農事組合法人を設立し、当該法人を地域の中心的な担い手と位置づけ、農地中間管理事業等を活用しながら、農用地の集積・集約化を図っています。しかしながら、法人組合員の高齢化も進んでいることから、今後とも新規就農者の発掘及びその後のスムーズな営農に繋げるための取り組みを支援をしていきます。地区全体としては、米麦を中心とした土地利用型農業における生産性の向上に加えて、野菜産地としての積極的な農業展開を図りますが、北関東自動車道の建設により集団的な農地が南北に分断されたため、利用権設定等の推進と交換分合等の手法や農地中間管理事業を活用し、一層の農用地の集積・集約化を進める必要があります。また北関東自動車道太田強戸スマートインターチェンジが整備されたことにより、その周辺においては地域資源との一体的な活用も視野に入れた、地域振興、観光、産業等に寄与する周辺環境整備が進められておりますが、今後とも豊かな自然環境と農用地の良好な継承を図ります。

f 休泊地区

当地区は、県道竜舞山前停車場線、主要地方道足利千代田線に沿って位置し、約333haの農用地は、標高27mから32mの平坦地です。農用地については土地改良事業、農地耕作条件改善事業が行われ十分な集団性が保持されており、地区の任意組織である「休泊地区農用地利用調整組合」を中心に、農地中間管理事業等を活用しながら、農用地の集積・集約化を図るとともに、米麦を中心とした土地利用型農業における生産性の向上を図ります。

また露地野菜産地としての条件も整い出荷額も多いことから、引き続き、重点作物の作付誘導を行い、一層の産地化を図っていきます。

g 宝泉地区

当地区は、東武伊勢崎線の南北に沿って位置し、約317haの農用地は、標高35mから52mの平坦地です。北西部は土地改良事業が行われ十分な集団性が保持されています。地区内の沖野地域では、農事組合法人が設立されており、当該法人を地域の中心的な担い手農家と位置づけ、農地中間管理事業等を活用しながら、農用地の集積・集約化を図っています。しかしながら、法人組合員の高齢化も進んでいることから、今後とも新規就農者の発掘及びその後のスムーズな営農に繋げるための取り組みを支援をしていきます。また地区の任意組織である「宝泉地区農用地利用調整組合」が中心となって、農地中間管理事業、利用権設定等を活用しながら、農用地の集積集約化の促進、畦畔除去・暗渠排水整備等耕作条件の改善を目指したほ場整備に取り組んでいます。また、米麦を中心とした土地利用型農業における生産性の向上を図るとともに、地区の南部は、野菜生産地としての条件も整い、出荷額も多いことから重点作物の作付誘導を行い、一層の産地化を図ります。

h 毛里田地区

当地区は、渡良瀬川の南で国道50号、太田桐生インターチェンジに接続する国道122号に沿って位置し、274haの農用地は、標高46mから63mの平坦地です。農用地については土地改良事業が行われ集団性が保持されていますが、地区内の緑町地域は周辺地域と比較し区画形状が不整形であり、耕作道及び用排水路も未整備なことから基盤整備を実施しています。計画段階より農地中間管理事業と連携した事業推進を行うことで農用地の更なる集積・集約化を図っていきます。また、米麦を中心とした土地利用型農業の生産性向上に努めるとともに、ねぎ等の露地野菜、施設野菜生産地としての強みを活かした農業展開を図ります。しかしながら太田桐生インターチェンジを中心とした周辺は、産業拠点としての優位性が高いため、本市基幹産業である輸送用機械器具製造業のみならず、多種多様な需要に応えられる産業拠点の整備が必要とされていることから、非農業的土地利用との調整を図りながら、農業と工業の均衡ある発展に繋げていきます。

(イ) 尾島地域

a 尾島地区

当地区は、県道綿貫篠塚線沿いに位置し、約492haの農用地は、標高29mから34mの平坦地です。農用地のほとんどが畑であり、やまといもを中心とした露地野菜の生産が盛んな地域であり、農業生産法人による農地の集積・集約も進んでいます。この様な活力ある法人を中心に一層のブランド化を進め、農業者の経営安定に努めます。

また、農地中間管理事業等を活用することにより、農用地の集積・集約化を図るとともに地区内の分散、錯綜した農用地利用を整理し、担い手農家の効率的な農業経営を推進します。

b 世良田地区

当地区は、県道綿貫篠塚線沿いに位置し、約256haの農用地は、標高35mから38mの平坦地です。国道北側は、大部分が水田地帯であり、土地改良事業を実施したことから土地利用型農業による米麦を中心とした農業経営が可能となり、以前にも増した積極的な農業展開が可能となります。県道南側は、ほとんどが畑であり、ごぼう・ねぎ等の露地野菜生産地としての条件も整い出荷額も多いことから、機械化一貫作業体系を確立し、集団栽培を促進します。

また、農地中間管理事業等を活用することにより、農用地の集積・集約化を図るとともに地区内の分散、錯綜した農用地利用を整理し、担い手農家の効率的な農業経営を推進します。

(ウ) 新田地域

a 木崎地区

当地区は、県道太田境東線の南北に位置し、約306haの農用地は、標高35mから47mの平坦地であり、田と畑に二分され利用されています。水田地帯は、他地区に比べ未整備ほ場も多く、大型機械体系に対応できる整備が必要です。特に地区内の新田赤堀地域は地下水位が高く、排水不良地域のため強湿田となり遊休農地の増加が問題となっていることから基盤整備事業を実施し、人・農地プラン、農地中間管理事業と連携した農用地の集積・集約化を図ります。畑作地帯においては、露地野菜生産地としての条件も整い出荷額も多いことから、重点作物の作付誘導を行い産地化を図ります。

また、農地中間管理事業等を活用することにより、農用地の集積・集約化を図るとともに地区内の分散、錯綜した農用地利用を整理し、担い手農家の効率的な農業経営を推進します。

b 生品地区

当地区は、主要地方道前橋館林線を挟んで南北に長く広がり、約871haの農用地は、標高46mから72mの平坦地であり、田と畑に二分され利用されています。東部は土地改良事業が行われ十分な集団性が保持されており、今後も、利用権設定等による農地の集積を進め、米麦を中心とした土地利用型農業による生産性の向上を図ります。西部及び南部は、施設野菜及び露地野菜の生産地としての条件も整い出荷額も多いことから、今後も積極的な農業展開を図ります。北部については酪農、肉牛等の畜産も盛んであり、牧草地や農業用施設用地として利用されている農地も多いため、畜産排せつ物の堆肥化による耕種農家との連携を図り、資源循環型農業の推進を図ります。

また、農地中間管理事業等を活用することにより、農用地の集積・集約化を図るとともに地区内の分散、錯綜した農用地利用を整理し、担い手農家の効率的な農業経営を推進します。しかしながら本市では基幹産業である輸送用機器製造業をはじめ、様々な企業からの進出及び拡張要望が多い中で、市街化区域内における工業用地の確保が困難なことから、やむを得ず新田東部工業団地及び新田北部工業団地の拡張を進め、農業と工業の均衡ある発展を図ります。

c 綿打地区

当地区は、主要地方道前橋館林線と県道大原境三ツ木線を中心に南北に位置し、約724haの農用地は、標高43mから72mの平坦地です。南部は水田が中心であるが区画割の狭い土地も多く、大型機械体系に対応できる整備が必要です。北部は畑作地帯として施設野菜及び露地野菜の生産地としての条件も整い出荷額も多いことから、今後も積極的な農業展開を図ります。北部については酪農、肉牛等の畜産も盛んであり、牧草地や農業用施設用地として利用されている農地も多いことから、畜産排せつ物の堆肥化による耕種農家との連携を図り、資源循環型農業を推進します。

また、農地中間管理事業等を活用することにより、農用地の集積・集約化を図るとともに地区内の分散、錯綜した農用地利用を整理し、担い手農家の効率的な農業経営を推進します。しかしながら、本市では基幹産業である輸送用機器製造業をはじめ、様々な企業からの進出及び拡張要望が多い中で、市街化区域内における工業用地の確保が困難なことから、やむを得ず境北部工業団地の一部拡張を実施したため、今後とも農業と工業の均衡ある発展に繋げていく必要があります。

(エ) 藪塚本町地域

a 藪塚・寄合・山之神地区

当地区は、東武桐生線の東西部に沿って位置し、約341haの農用地は、標高76mから100mの平坦地です。線路東側はほとんどが水田であり、土地改良事業等が実施されていることから十分な集団性が保持されており、今後も利用権設定等を積極的に推進し、農地の集積を図ることにより、米麦を中心とした土地利用型農業における生産性の向上を図ります。

線路西側はほとんどが畑であり、土地改良事業が行われていることから、畑地灌がい用水を利用した小玉すいかや雨よけほうれん草の生産が盛んな地域です。今後も、一層のブランド化を推進し積極的な農業展開を図ります。

また、農地中間管理事業等を活用することにより、農用地の集積・集約化を図るとともに地区内の分散、錯綜した農用地利用を整理し、担い手農家の効率的な農業経営を推進します。

b 大原地区

当地区は、主要地方道大間々世良田線の東西部に沿って位置し、中央には当地区を東西に分断する大原境三ツ木線と太田藪塚インターチェンジが位置しています。約327haの農用地は、標高87mから103mの平坦地で、そのほとんどが畑作地帯です。土地改良事業が行われていることから畑地灌がい用水を利用した小玉すいかや雨よけほうれん草の生産が盛んな地域です。今後も、一層のブランド化を推進し積極的な農業展開を図ります。

乳用牛及び肉用牛の複合経営による平坦地酪農業も盛んであり、畜産排せつ物の堆肥化による耕種農家との連携を図り、資源循環型農業を推進します。

また、農地中間管理事業等を活用することにより、農用地の集積・集約化を図るとともに地区内の分散、錯綜した農用地利用を整理し、担い手農家の効率的な農業経営を推進します。しかしながら、太田藪塚インターチェンジと大原境三ツ木線の整備によって周辺市町村からの陸路の輸送拠点として注目されている土地である為、非農業的土地利用の在り方について検討すべき状況にあります。

c 六千石・大久保地区

当地区は、伊勢崎市と隣接した藪塚地域の南西部に位置し、約175haの農用地は、標高76mから79mの平坦地で、そのほとんどが畑作地帯です。土地改良事業が行われていることから、畑地灌がい用水を利用した小玉すいかや雨よけほうれん草の生産が盛んな地域であることから、今後も一層のブランド化を推進し積極的な農業展開を図ります。

乳用牛及び肉用牛の複合経営による酪農業も盛んであることから、畜産排せつ物の堆肥化による耕種農家との連携を図り、資源循環型農業を推進します。

また、農地中間管理事業等を活用することにより、農用地の集積・集約化を図るとともに地区内の分散、錯綜した農用地利用を整理し、担い手農家の効率的な農業経営を推進します。今後は藪塚西部土地改良事業による排水対策を計画しています。

ウ 特別な用途区分の構想

特別な用途区分の構想は設定しません。

2 農用地利用計画

別記のとおりです。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市の農用地のうち農用区域に含まれる農用地の面積は、約5436.7haであり比較的平坦な土地です。地目別には田が約2380.6ha、畑及び樹園地が約3056.1haとなっております。

水田、普通畑いずれも整備率が高い（水田100.0% 畑77.3% H31現在）状況ですが、太田地域・新田地域の一部において、一区画の面積が狭い上、多くの農道が狭く大型機械化に対応する条件に欠ける面も多く、尾島地域については、未整備のほ場が多く農業経営の合理化に支障をきたしています。また、藪塚本町地域においては整備率は高くなっていますが、畑地灌がい用配水管の老朽化等による破損や破裂が生じ支障をきたしています。今後は、すでに整備された農業基盤を活用しての低コストの再基盤整備や大区画化、介在農地、傾斜地農地等の整備を計画的に進めていきます。またIoT技術やGIS等のデジタル化を積極的に活用し、農用地等の面積や遊休農地等の現況を適切に把握する、農業DXを推進していきます。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	面積(ha)		
農地整備事業	世良田南部：区画整理	世良田南部	115	1	R7～R12
農地整備事業	新田赤堀：区画整理	新田赤堀	46	2	R6～R11
農地整備事業	緑町：区画整理、用水路1式	緑町	22	3	R2～R6
(県単)ため池緊急保全対策事業	菅塩：ため池改修	菅塩	38	4	R7～R9
(県単)ため池緊急保全対策事業	堀口：排水機場・排水路	堀口	21	5	R6～R9
農村地域防災減災事業	西長岡：ため池改修	西長岡	7	6	R6～R8
農村地域防災減災事業	北金井：ため池改修	北金井	11	7	R7～R9
農村地域防災減災事業	長手：ため池改修	長手	5	8	R7～R8
農業水路長寿命化・防災減災事業	長堀・宝泉：法面保護工	長堀・宝泉	27	9	R4～
農業水路長寿命化・防災減災事業	沢野：法面保護工	沢野	93	10	R4～

農道整備事業	武蔵島：農道1600m	武蔵島	65	11	R7～R10
農村集落基盤再編・整備事業	大久保：用排水路整備	大久保	125	12	H28～R4
農村集落基盤再編・整備事業	藪塚西部：排水路1式、集落排水路1式、調整池1式	藪塚西部	200	13	R5～R9
水利施設整備事業	押切境：排水機場・排水路	押切境	80	14	R5～R9
水利施設整備事業	佐波新田1地区：用排水路改修	佐波新田1地区	311	15	R3～R7
水利施設整備事業	佐波新田2地区：用排水路改修	佐波新田2地区	311	16	R3～R7
水利施設整備事業	板東大堰2期地区：用排水路改修	板東大堰2期地区	3380	市外	R4～R16
水利施設整備事業	押切：区画整理	押切	75	18	R4～R11

農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

水田地帯では、小麦を組み合わせた二毛作を中心に一部水田の畑利用を行い、施設野菜、露地野菜等を組み合わせた複合経営を行っています。また、畑地帯では、ほうれん草、やまといも、ねぎ等を中心に雨よけほうれん草、すいか、きゅうり、いちご、とまと等の施設野菜を取り入れ、地域特性を生かした農業経営が展開されています。

しかしながら、市内においても遊休農地となるおそれがある農地が増加しており、令和2年現在約58.6ha(遊休農地調査の結果による)の遊休農地が存在しています。

今後も農地を有効に活用し農業生産の拡大を図っていくために、農地中間管理機構を活用し、担い手への農地の集積等を積極的に推進するなど水田、露地野菜を中心とする大規模経営を目指し、関係機関との連携を密にして対策を検討していきます。

また、市内の農業経営者の高齢化、後継者不足も顕著で、水利施設の適正な維持管理が困難となっていることから「多面的機能支払交付金事業」等の施策を積極的に推進し、優良農地の保全・確保を図ります。

2 農用地等保全整備計画

該当なし

3 農用地等の保全のための活動

遊休農地対策としては、遊休農地の利用意向調査等に基づき、農地中間管理機構等を活用した補助事業による再生や、農地利用最適化推進委員等による自主再生活動を促し、優良農地の維持・保全を推進します。また、高齢、後継者不足等を理由に管理が不十分な土地改良施設については、施設の長寿命化と農村環境の向上を図るため地域共同による活動が必要であり、「多面的機能支払交付金事業」を積極的に推進するとともに活動母体の組織化を支援します。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市では、農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう農業経営の発展を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体の育成に努めます。

個別経営体の育成としては、認定農業者制度を推進し、年間労働時間の目標（主たる農業従事者一人当たり1,700～1,900時間）、年間所得の目標（主たる農業従事者一人当たり500万円程度、一農業経営体当たり860万円程度）等を定め効率的かつ安定的な農業経営を誘導します。

また、後継者不足を解消するため、「家族経営協定」を積極的に活用し後継者の育成、確保に努めます。併せて認定農業者で組織する「認定農業者協議会」に対して予算的支援を含めて経営研修等の支援を行います。

次に組織経営体の育成としては、集落営農の組織化や育成を中心に支援を行います。集落営農組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の経営発展母体としての意味合いを持ち、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態に即し生産組織を育成します。また、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図ります。

以上のことから、目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市における主要な営農類型について次のとおり示します。

ア 太田地区

従来から基幹作物である米麦を栽培する太田地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を重点的に進め、農業協同組合と連携して栽培技術の指導や販路の確保を行います。効率的な経営ができるよう農地の集約化を進め、当該青年等であっても一定の所得を確保でき、安定的な経営を行えるようにします。

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数（経営体数）	流動化目標面積
家族経営	水稻＋小麦＋ 作業受託	34ha	水稻 10ha 小麦 18ha 作業受託（稲）6ha	6	142ha
家族経営	水稻＋小麦＋ 露地野菜	16.3ha	水稻 6ha 小麦 10ha 露地野菜 0.3ha	27	225ha

イ 尾島地区

従来からヤマトイモ、ネギ等の露地野菜を栽培し、水田地帯では米麦を中心に耕作を行うとともに、一部を畑として利用し、ゴボウ等を栽培している尾島地区において、県普及指導課や農業協同組合とブランド化、加工品の開発等、青年等が意欲を持って営農できる環境を整え、安定的な経営体の育成と、これらの経営体が将来的に生産の大部分を担えるような取組を一体的に進めていきます。

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数（経営体数）	流動化目標面積
家族経営	露地野菜 ヤマトイモ	2ha	ヤマトイモ 2ha	17	138ha

ウ 新田地区

施設及び露地野菜と畜産が盛んな新田地区では、高糖度トマトや肥育牛などのブランド化を始め、積極的な農業展開を図っており、青年等が意欲を持って営農できる環境を整え、安定的な経営体の育成と、これらの経営体が将来的に生産の大部分を担えるような取組を一体的に進

めていきます。

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数（経営体数）	流動化目標面積
家族経営	施設野菜 高糖度トマト	0.8ha	高糖度トマト (ブリックスナイン) 0.4ha 高糖度トマト (じゃじゃ馬トマト)	14	101ha
家族経営	肉用牛肥育	牛 200頭	黒毛和種 200頭	7	103ha

エ 藪塚地区

ホウレンソウや小玉スイカ用の畑作地帯として積極的な農業展開を図っており、また酪農業も盛んである藪塚地区においては、ブランド化や新技術の導入等、青年等が意欲を持って営農できる環境を整え、安定的な経営体の育成と、これらの経営体が将来的に生産の大部分を担えるような取組を一体的に進めていきます。

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数（経営体数）	流動化目標面積
家族経営	施設野菜 ホウレンソウ	0.7ha	ホウレンソウ 0.7ha	58	180ha
家族経営	酪農	牛 50頭	経産牛 50頭	5	113ha

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

ア 農用地等の流動化

農地中間管理事業、利用権設定等促進事業等の農業経営基盤強化促進事業を積極的に活用し、農地の集積と集約化により効率的な農地の利用に努めます。

イ 農作業の受委託

低コスト農業と農業経営の安定を図るため、農地の利用集積を進めるとともに、大型機械を利用した農作業の受委託を推進し、生産コストの低減と省力化に努めます。

ウ 経営規模の拡大

安定した農業経営の確保を図っていくため、認定農業者等の担い手に対し、経営管理能力の育成に努め、地域農業の中核的生産主体となりえるように指導を行います。

また、集落営農の組織化支援と育成支援を重点に取り組み、農地の有効利用及び農作業の効率化に努めるとともに、法人化を目標に共同販売経理を行い、農業経営の合理化と経営規模の拡大を図ります。またドローンによる農薬散布やIoTを利用した水門管理、クラウドを利用した経営リスク分析等のスマート農業技術を活用した効率的な農業経営の普及を推進します。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を

図るための方策

(1) 農地中間管理事業、利用権設定・農用地利用改善

- ・米麦を中心とする水田地帯は、土地改良事業によりほ場区画の大型化が図られている地区も多ことから、効率的な土地基盤条件の形成をさらに活かすため、農地中間管理事業、利用権設定等促進事業を重点的に実施します。特に、認定農業者等の担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるように努めます。併せて、集落営農への移行を目指した組織の育成及び農地の集積を行う等により、効率的な農業を目指します。
- ・野菜・畜産を中心とする畑作地帯においては、認定農業者に対する農地中間管理事業、利用権設定等促進事業による農地の利用集積を進めるとともに、共同作業の実施や作付作物の集団化等の農業振興を図ります。さらに、農用地利用改善団体、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の啓発に努め、必要に応じ農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度への移行に取り組めるよう指導、助言を行います。

(2) 受委託

- ・農業協同組合その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんの促進
- ・効率的な農作業の受委託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ・農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受委託の推進の必要性についての普及啓発
- ・農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携強化
- ・地域及び作業ごとの事業に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ・農作業の受委託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

(3) 農業従事者の育成及び確保

- ・意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入しうるように、相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農業協同組合等の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて、経営を担う人材の育成

を積極的に推進します。

(4) その他必要な事業

- ・農業生産基盤整備事業等を実施し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図ります。
- ・強い農業づくり交付金等の活用によって農業農村の活性化を図り、農村の健全な発展と望ましい農業経営の育成に資するように努めます。
- ・地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、需要に応じた米の計画的生産と麦・大豆・飼料作物等の生産を進め望ましい経営の育成に努めます。また、このような地域の土地利用の見直しを通じて、農用地の利用集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい営農展開に資するよう努めます。
- ・地域の農業の振興に関するその他施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮します。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

市内東部に位置する太田地域では水田農業が中心であり、西部に位置する尾島地域・新田地域・藪塚本町地域では施設及び露地野菜、畜産が主力となっています。地域別の生産分担がやや明確に区分され、これらが農業生産の主流を占めると考えられます。今後も地域の特色を活かした多彩な農業づくりと認定農業者を中心とする多様な担い手の実現を目指し、農業技術、生産体制及び農業近代化施設、流通加工施設等の整備計画を推進します。

①水稲・麦類

既設3ヶ所のカントリーエレベーターの効率的利用を促進し、生産性の向上と物流の合理化を図るとともに、育苗センター等の既存施設を有効に活用し、良品質化・均一化を図り生産コストの低減を図ります。また、水稲種子の温湯処理を浸透させ農薬の使用量を減らし、環境に配慮した農業を推進します。

②野菜

産地強化及び新産地を育成するため機械化を促進し、労働力の省力化を図ります。また、既設の集出荷施設の有効的利用による共選共販体制を強化し、規格、品質の向上に努め、予冷・貯蔵施設の整備を行い低温流通体制の強化を図ります。併せて、農業技術、流通の情報システム化の整備体制を確立します。

③花き

消費者ニーズに対応した優良品種の供給と新品種の導入や集出荷体制を整備し、一元集荷多元販売により輸送の合理化を図ります。

④肉用牛

生産技術の向上及び生産コストの削減を図るとともに、早期出荷による肥育期間の短縮及び肉の品質向上を図り、整備済堆肥舎で生産される良質堆肥を活用した耕畜連携による地域循環型農業を推進します。

⑤乳用牛

乳牛資質の向上や優良乳用牛を導入し、牛群能力向上及び生産コスト削減のため自給飼料の増産を図り、整備済堆肥舎で生産される良質堆肥を活用した耕畜連携による地域循環型農業を推進します。

⑥豚

優良種豚の導入・繁殖により経営内一貫生産体制の整備を図り、周辺環境の保全に配慮した施設整備を推進するとともに、整備済堆肥舎で生産される良質堆肥を活用した耕畜連携による地域循環型農業を推進します。

⑦採卵鶏

区域内の養鶏農家は、鶏卵安定基金等を活用した経営の安定化と、飼料管理の省力化等による生産性の向上を図り、整備済堆肥舎で生産される良質堆肥を活用した耕畜連携による地域循環型農業を推進します。

2 農業近代化施設整備計画
該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連
該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業従事者に対し適切な就農が図られるように、担い手協議会等の関係機関と密接な連携を保ちながら、効率的かつ安定的な農業経営を促進する。また、新規参入者についても適切な指導・助言が行える体制づくりを推進します。現在、市としては農業を担うべき者の育成・確保施設は保有していませんが、県有施設や各農業共同組合の研修施設等を活用し、農業就業者の育成・確保に努める方針です。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 新規就農希望者の支援

意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入できるように、相談機能の一層の充実を図るとともに、各農業協同組合が保有する農地を利用した実践的研修を行います。

(2) 認定農業者の育成支援

地域農業の核となる認定農業者への農地の集積を積極的に推進するとともに、大型機械の導入や制度資金の利子補給等の支援を行い、経営安定と規模拡大を図ります。

(3) 農業経営の組織化・法人化の支援

効率的な農業経営を実現するため集落営農の組織化や育成支援に努めます。また、体制が整った組織においては、法人化に向けた支援、指導を行います。

(4) 女性の農業活動の支援

農業生産の重要な担い手である女性農業者の農業経営への参画を促進するため、農業経営改善計画の共同申請や家族経営協定の締結を推進します。また、女性農業者の組織である生活研究グループ等を対象に農業経営の研修や技術研修等を行いスキルアップの支援を行います。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の農業形態は、兼業農家が多いのが特徴であり、その割合は約75%となっており、農業生産の相当部分を担っているのが現状です。また、農業従事者の高齢化や後継者不足等も深刻な問題になっています。これらの状況を踏まえ、農業従事者の他産業への流出を防ぎ後継者を確保するためには、農外所得の安定的な確保が必要であります。このため、工業都市としての立地条件を生かした企業誘致等により就業機会を確保し、農業従事者の安定的な就業の促進に努めます。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の確保・安定化は、農業所得の向上と就労時間の短縮等による農業就労環境の改善により可能ですが、兼業農家等の生産基盤の小規模農家に対して安定的な就労機会を確保するため、市内商工業事業所及び商工会議所等との連携強化や技術取得の機会の提供等により安定的な就労を可能にし、農業従事者の流出の抑制を図ります。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

近年の社会経済環境の急速な変化や新たなニーズにも対応するため、環境整備に対する要望は高まってきていますが、優良農地の確保に十分配慮した計画のもとに既存施設である各集会施設や市有施設を活用するなど極力現状の施設を有効活用することとし、地域の実態に対応した農村生活整備を計画的に推進していきます。

(1) 安全性

交通安全については、安全教育を徹底し、安全意識の高揚に努め、事故のない安心して暮らせる安全で快適な道路交通環境の実現を目指し集落道の整備を推進します。防犯活動については、標識、防犯灯、防犯カメラ、街路灯等の新設や増設を図ります。

(2) 保健性

保健センターを拠点とし、乳幼児期から高齢期までの健康づくり支援を積極的に推進し、保健施設、救急医療体制の充実を図ります。ごみ問題については、減量とリサイクルを進め、省資源化と環境負荷の低減を図りながら、循環型社会の構築を目指します。

(3) 利便性

本市の交通手段の中心は自動車です。集落内の道路の一部には幅員の狭いところもあるため、通行時の危険や災害時の緊急車両の通行に支障をきたしている場所の解消に努めます。

(4) 快適性

自然環境については、農業振興地域整備計画及び他計画を基調として、地域開発における他計画の調整を図りつつ環境保全に努めていきます。また、地域のコミュニケーションの場としての公園、広場等の施設整備を進めます。

(5) 文化性

各地区行政センターや生涯学習センター、公民館等を生涯学習の拠点として、学習機会や学習情報の収集・提供など、市民の生涯学習活動に対する支援を図ります。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 付 図

別 添

- 1 土地利用計画図 (付図1号)
- 2 農業生産基盤整備開発計画図 (付図2号)

別記 農用地利用計画

- (1) 農用地区域
 - ア 現況農用地等に係る農用地区域
 - イ 現況森林、原野等に係る農用地区域
- (2) 用途区分